

# 訪問看護サービス重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令37号(厚生労働省令第79号改正)第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 092-923-8797、092-920-2828  
担当 長尾 靖子

## 2. 事業者概要

法人種別・名称	一般社団法人 筑紫医師会
所在地	福岡県太宰府市国分三丁目13番1号
代表者役職・氏名	筑紫医師会 会長 田中 裕隆
電話番号	092-923-1331

## 3. 筑紫医師会立訪問看護ステーションの概要

### (1)訪問看護ステーションの指定番号及びサービス提供地域

法人種別・事業所名	一般社団法人 筑紫医師会立訪問看護ステーション
所在地	福岡県太宰府市国分三丁目13番1号（筑紫医師会館1階）
訪問看護指定番号	福岡県 4061490019号
電話番号	092-923-8797 092-920-2828
サービス提供地域	太宰府市、大野城市、春日市、筑紫野市、那珂川市 * 上記以外の地域でもご希望の方はご相談ください

### (2)同事業所の職員体制

管理者(常勤)	1名(看護師)
看護師(常勤)	9名
保健師(常勤1名、非常勤1名)	2名
理学療法士(常勤1名、非常勤1名)	2名
作業療法士(常勤)	2名
言語聴覚士(常勤)	1名
歯科衛生士(非常勤)	1名

### (3)営業時間及び営業日

平日 午前9時～午後5時まで  
土曜日 午前9時～午後1時まで  
日・祭日はお休み  
その他お休み 夏季 8月13日～8月15日  
年末年始 12月29日～1月 3日

#### 4. 事業の目的と運営方針

##### ◆事業の目的

居宅において、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供する事を目的とします。

##### ◆運営方針

1. 事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が維持できるよう適切に事業の提供を行う。
2. 事業の提供に当たっては、親切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し事業の提供方法などについて、理解しやすいように説明を行い、書面により確認を行う。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### 5. 利用料金

(1)「別紙」参照ください。

##### (2)交通費

前記3の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の方は、交通費の実費が発生する場合があります。

##### (3)解約料

いつでも解約することができます。料金の発生はありません。

##### (4)その他料金

訪問看護のオプションは「別紙」参照ください。

##### (5)支払方法

現金での集金か、口座振替でお支払いください。

領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)領収書は再発行致しませんので、大切に保管してください。

#### 6. 緊急時の対応

サービス対応にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、かかりつけ医師、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

#### 7. 賠償責任

事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者にに対して損害を賠償します。

## 8. ハラスメント等への対応

利用者と共にサービス提供者の人権を守る観点から、職員へのハラスメント、暴力などがあった場合、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

### 【契約を解除する場合の具体例】

#### 暴力又は乱暴な言動

- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・ものを投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける など

#### セクシュアルハラスメント

- ・訪問職員の体を触る、必要以上に手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真を見せる など

#### その他

- ・職員の自宅住所や電話番号など個人情報を何度も聞く
- ・ストーカー行為
- ・特定の訪問職員を指名する など

## 9. 災害時等のサービス提供

気象庁による警報・注意報発令時、大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が危険であると事業所が判断した場合には、訪問日の変更や時間変更、休止をお願いする場合があります。

## 10. その他

- 大切なペットを守るために、また職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードを付けて頂くかケージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。
- 職員に対するお菓子や金品等のお心付けはお断りしております。また、金銭・貴重品等の管理にご協力ください。

## 11. サービス内容に関する苦情

### (1) お客様相談・苦情担当

担 当 長尾 靖子 電話 092-923-8797、092-920-2828  
医師会事務局長 高岸 修 電話 092-923-1331

(2) その他

当事業者以外に、下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

・太宰府市役所 介護保険課

太宰府市観世音寺一丁目 1-1 TEL:921-2121 FAX:921-1601

・筑紫野市役所 高齢者支援課

筑紫野市石崎 1-1-1 TEL:923-1111 FAX:920-1786

・大野城市役所 長寿支援課 介護サービス担当

大野城市曙町二丁目 2-1 TEL:501-2211 FAX:573-8083

・春日市役所 高齢課

福岡県春日市原町 3-1-5 TEL:584-1111 FAX:584-3090

・那珂川市役所 高齢者支援課

那珂川市西隈 1 丁目 1-1 TEL:953-2211 FAX:953-0688

・福岡県保健医療介護部 介護保険課

福岡市博多区東公園 7-7 TEL:643-3321 FAX:643-3309

・福岡県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口

福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 TEL:642-7859 FAX:642-7856